

平成16年秋の全国交通安全運動実施細目

関東運輸局東京運輸支局

期 間 平成16年9月21日（火）～平成16年9月30日（木）

自動車分解整備事業者は、本運動の有効な推進を図るため、次の事項を実施し、車両の安全確保及び公害の防止等に努めること。

1. 全国交通安全運動の重点目標

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進
- (3) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

2. 実施事項

- (1) 日常点検整備及び定期点検整備の励行の促進を図ること。
- (2) 確実な点検整備作業の実施の徹底を図ること。
特に、大型トラクタ等及びトレーラについては、ホイール・ボルト及びハブ等の亀裂点検の実施の徹底を図ること。
- (3) 自動車・二輪車の不正改造防止の徹底を図ること。
- (4) 作業場内の整理・整頓を励行すること。
- (5) 整備、検査用機器の保守点検を励行すること。
- (6) 路上整備、路上駐車禁止の徹底を図ること。
- (7) 携帯電話等の走行中の使用禁止の徹底を図ること。
- (8) 自家用自動車使用者に対し、運転者、同乗者に対するシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方を指導すること。
- (9) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対し、チャイルドシートの使用義務化に鑑み、チャイルドシートの使用徹底及び正しい取り付け方等について指導すること。
また、チャイルドシートの安全性に関する比較情報等の提供を適時適切に行い、安全意識の高揚を図ること。
- (10) 従業員等に対し、必要に応じて、覚せい剤使用問題について認識を深めさせるとともに、その使用の弊害等についての知識の普及を図り、厳にその使用防止について指導すること。

- (11) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の指導・啓蒙を行うこと。
- (12) 土砂等運搬大型自動車の表示番号等の適正な表示の徹底を図ること。
- (13) 自動車の保守管理が適切に行われるよう指導・啓蒙を行うこと。

3. 広報活動の推進

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ポスター、広報誌等による広報活動や道路情報板、路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、新聞、テレビ等のマスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等積極的な働きかけを行うこと。また、参加・体験型の各種交通安全教室、講習会等を創意工夫して実施すること。
- (2) 一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全運動に関する広報啓発活動を積極的に実施すること。

《広報事項》

- ① より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ② 高速道路における安全運転の確保
- ③ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ④ 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑤ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑥ 大型車両等の違法運行の防止、自動車の点検整備の励行促進
- ⑦ 助手席、後部座席等を含めたシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- ⑧ 夕暮れ時と夜間における安全運転の確保
- ⑨ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑩ 環境にやさしい運転（エコドライブ）の啓発